

豊丘村ペレットストーブ等購入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県産の木材等の利用促進を図るため、木質バイオマス循環利用普及促進事業実施要領（平成31年3月29日付け30信木利第140号）に基づき、ペレットストーブ及びペレットボイラーの購入経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（平成2年豊丘村規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、次の各号のとおりとする。

- (1) 長野県産ペレット 間伐材、製材端材等の木材を粉碎したオガ粉を筒形に固めた木質燃料うち、県内ペレット製造施設で製造されたものをいう。
- (2) ペレットストーブ ペレットを燃料に使用するストーブで、ペレットの自動供給機能を有するものをいう。
- (3) ペレットボイラー ペレットを燃料に使用するボイラーで、ペレットの自動供給機能を有するものをいう。

(経費及び補助額等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費、交付条件及び補助額は、次の表のとおりとする。

対象経費	交付条件	補助額
ペレットストーブ又はペレットボイラーの購入に係る経費のうち本体購入経費	(1) ペレットストーブ等の購入に当たっては県内に事業所又は代理店を有する者から購入しなければならない。 (2) 使用するペレットは、長野県産ペレットを使用すること。また、長野県産ペレットに関し、あらかじめペレット販売業者との間で、燃料供給に関する協定を3年以上の期間を定め締結すること。	2分の1以内の額。ただし1台につき、10万円を上限とする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、村内に居住又は居住しようとする個人、若しくは事業所を有する個人又は事業者（地方公共団体及び公共的団体を除く）であって、村税を滞納していない者（以下「補助事業者」という。）とする。

(交付申請書等)

第5条 規則第3条に規定する申請書は、豊丘村ペレットストーブ等購入事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ペレットストーブ等の購入に要する費用の見積書
- (2) 設置予定箇所の位置図及び写真
- (3) ペレット販売業者と締結した協定書の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

(交付決定書)

第6条 規則第6条に規定する決定書は、豊丘村ペレットストーブ等購入事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、豊丘村ペレットストーブ等購入事業変更・中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を速やかに村長に提出し、承認を受けなければならない。

2 村長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更を承認し、豊丘村ペレットストーブ等購入事業変更・中止(廃止)承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告等)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、豊丘村ペレットストーブ等購入事業補助金実績報告書(様式第5号)によるものとする。

2 規則第12条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ペレットストーブ等の購入に要した費用の領収書
- (2) 設置後の位置図及び写真
- (3) その他村長が必要と認める書類

3 前2項の書類の提出期限は、交付決定のあった日の属する年度の3月31日までとする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第13条に規定する補助金の額の確定は、豊丘村ペレットストーブ等購入事業補助金確定通知書(様式第6号)によるものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、豊丘村ペレットストーブ等購入事業補助金交付請求書(様式第7号)によるものとする。

(使用状況の報告)

第11条 補助事業者は、第3条に規定する長野県産ペレットの使用状況を、豊丘村ペレットストーブ等購入事業長野県産ペレット使用状況報告書(様式第8号)により、当該年度の翌年度の6月20日までに関係書類を添えて村長に報告するものとする。

2 前項に規定する報告は、事業完了年度の翌年度から起算して3年間とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。